

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 31 日 (金) 第3301号の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

議 会 訓 令

○鹿児島県議会公印規程の一部を改正する訓令 (※) (総務課取扱い) 1

議 会 告 示

○鹿児島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 (※) (総務課取扱い) 1

議 会 訓 令

鹿児島県議会訓令第1号

鹿児島県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

鹿児島県議会公印規程の一部を改正する訓令

鹿児島県議会公印規程 (昭和30年鹿児島県議会訓令第1号) の一部を次のように改正する。
別表鹿児島県議会企画建設委員長印の項を次のように改める。

鹿児島県議会企画観光建設委員長印	方 20	鹿 児 島 県 議 会 企 画 観 光 建 設 委 員 長 印	総 務 課	公 文 書 用
------------------	------	--	-------	---------

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

議 会 告 示

鹿児島県議会告示第1号

鹿児島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

鹿児島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県議会議員の資産等の公開に関する規程 (平成7年鹿児島県議会告示第1号) の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

分	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得			
	短 期 譲 渡 所 得			

離 課 税	長 期 譲 渡 所 得				を
	株式等の事業・譲渡・雑所得				
	上場株式等の配当所得				
	先物取引の事業・譲渡・雑所得				

分 離 課 税	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得				に
	短 期 譲 渡 所 得				
	長 期 譲 渡 所 得				
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得				
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得				
	上場株式等の利子・配当所得				
	先物取引の事業・譲渡・雑所得				

改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。